

## 実演の影響力を信じて

リオ・デ・ジャネイロで開催されていたオリンピック、パラリンピックが終了しました。選手たちの躍動する姿を見て感動された方も多かったのではないのでしょうか。スポーツと芸能・文化は親和性が高いと言われています。古代オリンピック、そして近代オリンピックの初期まで、芸術競技も存在していたそうですが、現在でも、開会式等のセレモニーでは実演芸能とのコラボレーションが随所にちりばめられています。今回のリオオリンピックでは、カエターノ・ヴェローゾやジルベルト・ジルなど、ブラジル音楽界のレジェンドたちがパフォーマンスし、マスコットキャラクターもトム&ヴィニシウス（トムは言わずと知れたアントニオ・カルロス・ジョビンの愛称、ヴィニシウスはジョビンとともに多くのボサノヴァを手掛けたヴィニシウス・ヂ・モライス）と名付けられ、シンボリックなかたちで音楽の財産が全面に押し出されていたように感じます。オリンピック、パラリンピック閉会式におけるハンドオーバーセレモニーで見た日本のパフォーマンスは、日本が誇る世界のアイコンであるアニメやゲームのキャラクターをうまく活かし、音楽と躍動するダンスとをシンクロさせた、歴史と伝統に裏打ちされた未来志向の東京を標榜した、大変素晴らしい演出だったと思います。

先日、経団連が中心となって開催された「ジャパンコンテンツ総合会議」では2020年に向けて本格的なコンテンツ活性化に向けた取り組みが確認されました。経済成長

の呼び水として産業界がコンテンツに注目する姿勢を示していることは大変意義深いですが、韓国ではすでに90年代前半からこのような手法で自国のコンテンツ産業を拡大してきました。2020年までの4年間、たしかに日本は世界的な注目を集めることになるかと思えます。しかし、コンテンツ産業が世界的影響力をつくりあげていくには、あまりにも期間が短すぎます。重要なのは、4年後のその先を見据えたビジョンや戦略をたて、海外からのお客様をいかにリピーターにできるか。そのため、国全体を巻き込んだ総合的なプロデュース力と、彼らに訴求できる実演家のパフォーマンス力が問われているのだと思います。

私は人間の身体表現力を信じています。昨今、さまざまな分野の仕事がAIに代替されるだろうという予測が多く聞かれるようになりました。先の知財推進計画でもAI創作物の保護の可能性について言及されており、知財分野においてもAIの影響は不可避と考えるべきでしょう。そしてAIによる代替は実演の分野でも起きるかもしれません。最近、実写にしか見えない女子高生キャラクターSayaが話題になっていますが、こうしたキャラクターにAIが動きを与えて、人々に感動を与えるということは充分想定されます。その結果として引き起こされる状況がどのようなものか、冷静に推測していく必要があると思いますが、私は少なくとも真の意味で、決してAIでは代替できない人間のパフォーマンスが持つ

無限の可能性があると思っています。というのも、AIによって導き出された実演のパターンは、ビッグデータの解析から得られた大衆に受けるものかもしれませんが、それはこれまでの成功事例から導き出されたある種の「型」であり、いずれも既視感のあるものとならざるを得ません。われわれは、これまでまったく見たことも聞いたこともないような体験や意外性を追求し、それを人々に提供し、感動を与えようと努力しています。そうしたパフォーマンスこそが真の実演であり、わたしたちはその影響力を信じて邁進するしかありません。

われわれの業界の市場規模は、ご存知の通り、わが国全体の視点で捉えるとたいへん小さいものです。放送業界で最も高く、約4兆円ともいわれていますが、それでも家電メーカー1社の売上高に遠く及びません。時代は我々を待ってはくれません。前例にとらわれることなく、検証と実行を繰り返し、新たな時代に向けた適正な実演家の権利の在り方を求めていきたいと思えます。関係各位には引き続きのご協力をお願いいたします。

芸団協CPRRA権利者団体会議 議長  
一般社団法人日本音楽事業者協会 会長  
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 理事長

### 堀 義貴

Hori Yoshitaka

### 77プラ ニュース

V O L . 8 2

N O V . 2 0 1 6

C O N T E N T S

● 巻頭メッセージ

実演の影響力を信じて …… 1

● ● 特集

権利者団体会議委員からのご挨拶 …… 2

各委員会を中心としたCPRRAの取り組みについて …… 3

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

# 権利者団体会議委員からのご挨拶

## 音楽創造のサイクルを繋ぎ続けるために

一般社団法人  
日本音楽制作者連盟  
理事長

門池三則

音楽市場の軸が音源ビジネスからライブビジネスに移行して随分長い年月が経過しました。もはや、ミリオンはおろか10万枚のCDセールスも容易ではなくなりました。

ライブ市況は右肩上がりが続いていますが、内訳を分析してみれば、一部のトップアーティストたちによる大規模コンサートツアーや全国各地で開催されているフェス、イベントに牽引されているのが分かります。多くのアーティストは、数百人のライブハウスでの演奏を必死になって積み重ねているのです。

新人や中堅アーティストが新曲のリリースを続けるための原資を確保する上で、CPRAが扱う使用料・報酬の重要度が益々高まっています。これまでと同様に、CATVやコミュニティFM局などの全国各地の小規模事業者からの徴収を粘り強く展開し、今後はインターネット事業者とのやり取りを充実させることも視野に入れていかなければなりません。

また、欧米からの要請もあるレコード演奏権の確立も重要な課題になります。新たな使用料・報酬を確保し、迅速かつ効率的にアーティスト並びにプロダクションへ還元することが我々CPRAに課せられた使命であり、音楽創造のサイクルを繋ぎ続けるためにも、喫緊の対応が求められています。

## 100円ショップのコンテンツ

一般社団法人  
演奏家権利処理合同機構 MPN  
理事長

椎名和夫

慣用的についでしてしまう「コンテンツ」という言葉。我々に関係する部分で言えば音楽や映像ですが、様々な商用サービスを前提として、その中に流れる内容物=商品としての意味合いから、いつしかコンテンツと呼ばれるようになったと想像できます。その呼び方のせい、音楽や映像を単なる消費財としてしか見ない風潮が蔓延してきています。でもしかし、作品とユーザーの関係性だけ見ても、代替性の無さであったり、財物としての普遍性の無さであったり、ちょっと考えれば100円ショップのタワシと同列には扱えないことがわかるはずなのですが、それを理解しないというか、むしろ意に介さずともしないような発言が見受けられます。かつて「コンテンツへのリスペクト」という言葉がありました。コピーワンスの運用ルールの改善を話し合った総務省の委員会の答申冒頭部分に議論の前提として書かれた言葉ですが、こうした表現が慮るところの「見識」が、今後見過ごされるようになってしまうことは避けなければなりません。見識ある議論が期待されます。

権利処理の精緻化に終わりはなく、改善のため断続的努力を続けていく必要がありますが、一方で、大変難しい課題ではありますが、個々の権利者に代わって、こうした風潮に対して組織としてしっかり向き合っていくことも、権利者団体としての重要な役割のひとつになってきているのではと強く感じます。

## 輪をつなぎ共に前進を

一般社団法人  
映像実演権利者合同機構  
代表理事

小野伸一

2016年の夏はリオデジャネイロオリンピックによって暑い暑い夏でした。オリンピックのシンボル・五輪の輪は「南北アメリカ大陸、ヨーロッパ大陸、アフリカ大陸、アジア大陸、オセアニア大陸」これら五大大陸の団結・連帯を意味しているといいますが、今回、南アメリカ大陸で初めて開催されたことにより、さらに意味深くなったのではないのでしょうか。

CPRA newsをご覧の方々には言うまでもありませんが、近年、コンテンツや実演家の権利を巡る状況は大きくそしてスピード感を持って変化しており、常に喫緊の課題にさらされています。多くの権利者を束ねるCPRAは、その課題に対して果たす役割や責任がとて大きいものと考えます。課題解決への道は様々あるかと思いますが、権利者同士の団結の輪をつなぎ、クリエイターとその作品を楽しむ人々との連帯の輪をつなぐことが解決につながるひとつだと思います。

CPRAを構成する4団体の代表者は権利者団体会議を設けてつながりを強め、共に課題と向き合っています。これからも、その一員として共に輪をつなぎ、誠心誠意尽力して参りたいと思います。

# 各委員会を中心としたCPRAの取り組みについて

9月7日の権利者団体会議において、平成28・29年度CPRA運営委員の選出が行われた。これを受けて9月12日に開催された第1回運営委員会では、新期の運営委員長1名及び副委員長2名が選出された。さらに10月7日に開催された第2回運営委員会では、各諮問委員会とその担当運営委員が決定された。

以上の経緯を経て今期の運営委員及び新体制が決まったことから、すでに、それぞれの委員会が新たな取り組みに向けてスタートしている(なお、今期運営委員及び新体制については、前ページ「実演家著作隣接権センター(CPRA)組織図」をご参照ください)。



7つの諮問委員会を中心に、CPRAの取り組みの大筋とその重点課題について、担当委員にコメントをお願いした。誌面スペースの都合上、様々なテーマの中からポイントを絞って述べていただいたことをお断りしておきたい。

CPRAの平成28(2016)・29(2017)年度の運営体制がスタートした。1993年に発足した実演家著作隣接権センター(CPRA)は、実演家の著作隣接権処理業務を適正に行うための専門機関として活動をしている。2012年に芸団協が公益社団法人になってからは、権利委任4団体の代表者による「権利者団体会議」、並びに「運営委員会」(現在は13名の運営委員)を設置して、独立性、権利者性、及び透明性の高い運営を行っている。今期は権利者団体会議の委員、運営委員ともに前期のメンバーが再任された。私が引き続き運営委員会の委員長を務めることとなった。副委員長は中井秀範委員と上野博委員が就任した。また今期の諮問委員会については現状に合わせた見直しをするとともに専門性の高い委員会の設置に向けて各権利者団体、学識経験者から選任した。また前期に設置された「権利問題研究プロジェクトチーム」は引き続き小回りのきくプロ

ジェクトチームとして時代の変化に迅速に対応するという問題意識を共有し、CPRA一丸となって権利に関する問題を検討し実行する体制の構築を目的に活動していく。また昨今の文化庁移転問題に関しては著作権関係団体とともに「著作権行政を中央に置くことの重要性」の声明を出した。文化芸術推進フォーラムの「文化省創設キャンペーン」の運動にも参加していく。

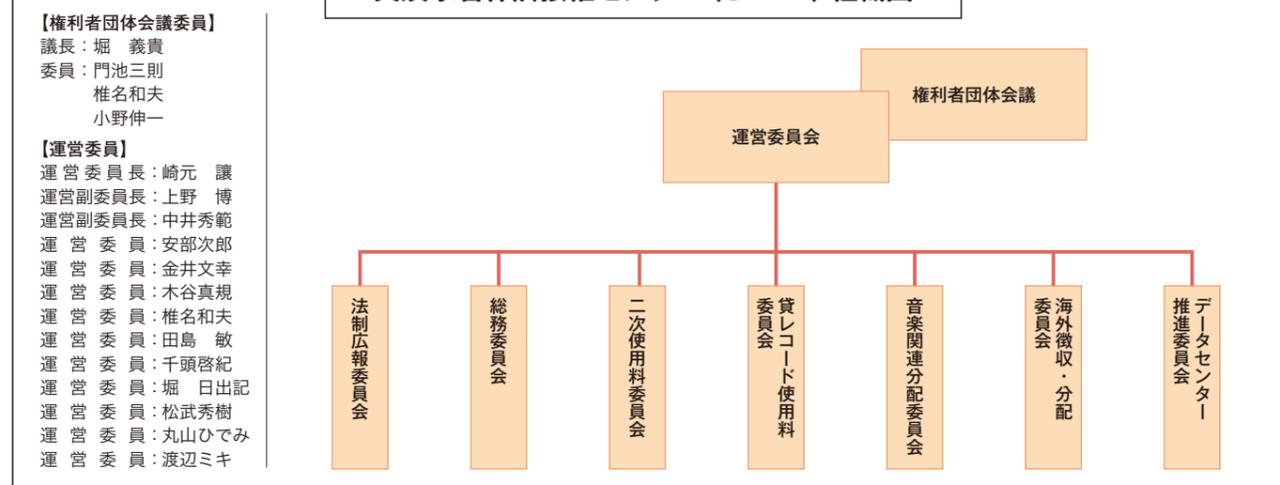
設立20年を超えたCPRAに対して権利者の関心は益々高くなっている。今後もCPRAは、権利者のために最大の徴収、最大の分配を目指していく。それには権利者団体会議、運営委員会、各諮問委員会と事務局がそれぞれの役割を果たし、協力していくことが大切である。引き続きご協力のほどをお願いする。

芸団協CPRA運営委員長  
崎元 讓

## 法制広報について

インターネット社会の進展に伴い、実演家を取り巻く環境が大きく変化している。音楽配信の分野では、昨年のAWA、LINE MUSIC等につき、世界の定額音楽配信サービスの代表格であるSpotifyが、ついに日本でもサービスを開始した。こうした定額音楽配信サービスやウェブキャストから実演家が適切な報酬を得られるよう、法制度や集中管理の在り方について、更なる検討を進める必要がある。また、文化庁の文化審議会著作権分科会では、柔軟性の高い権利制限規定や権利者への適切な対価還元といった重要なテーマが議論されており、実演家の視点から積極的に議論に参加したい。著作権法改正に関しては、TPP協定が大筋合意に至り、TPPに対応する日本の著作権法改正案に、実演家の権利の保護期間延長等が盛り込まれた。法案の着実な成立・施行に向けて、国会の議論やアメリカの動向等を注視していきたい。国際的な動向に目を向ければ、EUやアメリカで大規模な制度改正に向けた動きが活発になっている。またASEAN

## 実演家著作隣接権センター(CPRA)組織図



[平成28年11月現在]

を中心としたアジア地域の発展が目覚ましく、日本のコンテンツの海外展開がますます進展することが予想される。これらの国際的な動向について情報収集に努めるとともに、特にアジア地域での実演家の権利保護や集中管理スキームの確立・発展といった長期的な課題についても、積極的に取り組みたい。これらの取組みを広報に反映させ、CPRAの活動を周知し、CPRAの認知度を高めるとともに、実演家の権利について理解を深めてもらうよう引き続き努めていく。(中井秀範委員)

### 総務について

昨年度の徴収総額は前年度比87.1%と大幅な減収となった。要因は一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)による放送実演の一任型管理事業開始、音楽の入手及び聴取方法の変化に伴うCDレンタル店の減少による貸レコード使用料・報酬減収の歯止めが掛からなかったこと並びに一般社団法人私的録音補償金管理協会の解散及び私的録音補償金制度の形骸化から関連する権利者分配金が大幅な減収となったことに起因する。その結果、二



次使用料及び送信可能化に係るレコード実演が徴収総額に占める割合は80.1%となり、徴収科目の多様化が損なわれた状況となった。今後もこの傾向が続くものと推察される。一方、分配業務に関しても精度の向上が望まれる。これらのCPRAを取巻く環境変化及び外的要求に迅速かつ的確に対応するため、権利者団体会議、運営委員会及び各諮問委員会等の運営並びに事務局体



制の環境整備が必要である。CPRAを構成する4団体、さらに関係団体とも連携しながら実演家の権利処理を円滑に進めてゆきたいと考えている。(安部次郎委員)

### 二次使用料について

二次使用料等の徴収額は、平成27年度には71億円を超え過去最高となった。CPRA収益の約8割を占める要として、今後も安定的な徴収を継続することが期待される。このためには、二次使用料指定団体かつ録音・送信可能化権に関する著作権等管理事業者として、様々な課題に取り組む必要がある。

特に懸念があるのは、「テレビ離れ」などと言われて久しく、広告料等で成り立つ放送事業収入は、成長を期待し難くなったことである。一方で、放送事業者も視聴スタイルの多様化に対応すべく、インターネットを積極利用する取り組みも始まっている。このような中、今期は以下の3点に注力したいと考える。

第一に、今期の最大の目標として、日本民間放送連盟との、地上放送に関する平成28年度以降の協議である。徴収額の中で大きなウエイトを占め、交渉は容易ではないが、互いの利益が最大になるよう、多面的な視点で臨む必要がある。

第二に、送信可能化の集中管理について。インターネットを利用したサービスが広がっており、ラジオ番組だけ

ではなく、テレビ番組の同時配信も気運が高まってきていることから、利用者が円滑に開始できるよう、環境整備をしていきたい。

第三に、NHKなどの契約済みの事業者に対して、堅実に徴収を遂行する一方、少額徴収事業者に対しても適正な対価を効率的に徴収していく。

今期中も、2020年の東京オリンピック開催に向け、放送と通信各々の分野においてはますます変化が起これと思われるが、着実に徴収業務を進めるよう努めたい。(上野博委員)

### 貸レコード使用料について

CDレンタル市場は、引き続き縮小傾向となっている。かつて6,000店程度存在したが、現在は約3分の1の2,200店程度に減少し、大手チェーン二事業者が大半を占めるに至った。CDの生産自体が落ち込んでおり、限られたCDレンタル市場の中で、より同業者間の競争が激しくなる可能性も考えられる。更に、音楽の聴取スタイルは着実に変化している。更に、海外大手の音楽配信がサービスインするなど、スマートフォン向けの音楽配信が普及しつつあり、CDレンタル市場は厳しさを増すであろう。

このような市場動向ゆえ、CDレンタルに係る使用料・報酬の徴収額は毎年減少している。今後、CDレンタルはどのようなスタンスをもって、消費者にアプローチしていくのか注視する必要がある。新譜貸出禁止期間の変更などCDレンタルの新たなサービスが展開される場合は、その利用態様に応じて、慎重に交渉を重ねてルールを形成

していきたい。また、徴収額は二次使用料等に次ぐ規模である。今後も、適正な対価を徴収するシステムを継続できるような努めたい。

また、業績不振を理由に支払いを滞納する店が散見されるようになってきた。日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合と協力して回収できるよう督促を進めていきたい。他の権利者団体とも、連絡会などを通じて意見交換をしつつ、更に協力関係を深めていきたい。(金井文幸委員)

### 音楽関連分配について

楽曲使用報告がサンプリングから全量に移行していく中で、前期は貸レコード使用料および商業用レコード二次使用料フィーチャード・アーティスト分配方法の大幅な改訂を行った。何十年ぶりの見直しとなったが、一方で環境変化が激しい昨今、状況を見ながらの迅速な対応を求められる傾向はますます加速しつつあり、効率的かつ正確に、より多くの権利者への分配を目指して、今期も関係団体の協力を得ながら、情報収集や分配方法の精緻化に向けた検討を継続していきたい。

とりわけここ数年の特徴として、インディーズ楽曲の使用が増加傾向にあり、分配時の資料となる楽曲名や参加者等楽曲情報の収集が困難となる状況も生まれている。現在、音楽の利用が様々なサービスに拡散していく中で、権利情報の一括管理の重要性を指摘する声は官民双方から高まっているが、そうした中で、我が国における音楽関連商品の権利情報を唯一管理している「Music Forest」に期待する向きが広がっている。それを運営するミュージック・ジェイシス協議会(CPRA、JASRAC、日本レコード協会との三者で構成)においても、そうした流れを受ける形で、インディーズ楽曲の取込等について検討を開始しており、CPRAとしてもこれに協力を行う中で、より正確な楽曲情報の入手を模索していきたい。

(椎名和夫委員)

### 海外徴収・分配について

昨年度は新たに2団体(カザフスタン・AMANATとKOUPIIS)との協定を締結した。

その一方で放送実演にかかる権利管理をaRmaに移行するにあたって、スペイン・AISGEとの契約を解除、フランス・ADAMI、ポルトガル・GDA、オランダ・NORMAの3団体との契約の一部変更を完了した。現在では、アフリカや南米の団体と今年度中の締結を目指し、交渉を進めている。

今期の課題としてはまず、昨年度SCAPR(実演家権利管理団体協議会)に正式統合された2つのデータベース、すなわち実演家情報を管理するIPD並びに作品情報を管理するVRDBに提供するためのデータ整備が急務となっている。また海外における日本の楽曲の使用実績等を調査しつつ実際の分配データを精査することにより各団体からの徴収額増加を目指したい。一方アジア各国でも続々と権利管理団体が設立されている中、昨年度同様にマレーシア・RPMに対し委任管理、徴収分配、データ整備等の実務面からサポートする研修事業を実施するほか、本年5月にSCAPRへの参加が承認されたインド・ISRA、来年度参加を予定しているベトナム・APPAについても現状を調査しつつ必要に応じて交流を深めることで、アジア地域におけるCPRAのプレゼンスを高めると同時にアジア地域からより多くの徴収が実現できるよう努力していきたい。

(安部次郎委員)



### データセンター推進について

各種データの肥大化への対応及び作業の効率化を図るべく、分配業務管理システムの機能追加・改修を進めている。前期においては、楽曲使用報告全量化に対応するため、データ取込作業の高速化機能を実装したが、データの肥大化に比例して作業量も増大していくことから、インターフェースまわりの再構築を含め、より効率的に業務を進めることを可能とするシステムづくりに取り組んでいきたい。分配のために利用している様々な資料データ等についても、音楽業界の業態の変化等により影響を受ける可能性が多分にあることから、音楽関連分配委員会とも連携しつつ、情報収集を怠ることなく、柔軟かつ安定したシステム運用に取り組んでいきたい。

また、関係団体の連携強化については、引き続き「権利者団体連携システムMAPS」を利用した情報共有を進めていく予定であり、機能追加・改修について、各団体実務者によるシステム作業部会を定期的に開催して意見・要望を取りまとめた上で、計画的に実施していく。各々のニーズにあった利便性の高い機能を実装することで、より効果的な情報共有を目指していきたい。また、前期より開始したaRmaへの映像委任データの提供については、これまで以上にセキュリティおよびデータ精度に配慮しつつ、引き続きaRmaの業務を支援する体制を強化していきたい。

(椎名和夫委員)

## JASRACに対する排除措置命令が確定

9月14日、公正取引委員会(公取委)は、日本音楽著作権協会(JASRAC)に対する2009年2月の排除措置命令が確定したと発表した。命令を不服として審判請求を申し立てていたJASRACが、9日付で請求を取り下げたことによるもの。

JASRACは、放送における音楽著作物使用料について、放送局が年間の放送事業収入の一定割合を支払うことで管理楽曲を自由に使える仕組みを採ってきた。一曲ごとに使用報告をする必要がないという利点があるものの、利用割合が使用料に反映されないため、放送局はJASRAC以外の事業者が管理する楽曲を使った場合、その事業者に

も使用料を支払う必要がある。公取委は、このような包括的な徴収方法は他の事業者の新規参入を妨げており独占禁止法違反(私的独占)にあたるとして、2009年2月、見直しや再発防止を求める排除措置命令を行った。JASRACは命令を不服として同年4月に公取委に審判手続を請求していた。

公取委は、2012年6月、命令を取り消す審決を出したが、これに対し、JASRACの競業者であるイーライセンス(現・Nex Tone)が審決の取消しを求めて提訴。2013年11月、東京高裁は公取委の審決を取り消す判決を下し、2015年には最高裁もこれを支持した。公取委は、判

決を受けて、審決をやり直すための審判手続を再開していたが、JASRACが請求を取り下げたため、2009年の命令が確定した。

取下げの理由について、JASRACは、利用曲目の全曲報告が広く行われるようになったことで、利用実績に基づいて利用割合を算出できるようになりつつあること、NexToneがJASRACに対する損害賠償請求訴訟を取り下げたこと等を挙げ、命令で問題とされていた状況は事実上解消されつつあるとしている。

なお、経緯の詳細については、VOL.77(2015年8月)「独占禁止法とJASRACをめぐる経緯について」を参照されたい。

### これまでの経緯

	公取委	JASRAC	イーライセンス(現NexTone)	裁判所
2009年	<b>2月</b> JASRACの包括徴収方式は独占禁止法違反にあたるとして <b>排除措置命令</b>	<b>4月</b> <b>排除措置命令</b> を不服とし、公取委に <b>審判請求</b>		
2012年	<b>6月</b> 審判手続の結果、 <b>排除措置命令</b> を取り消す <b>審決</b>		<b>7月</b> 公取委による <b>審決</b> の取消を求め、東京高裁に訴訟を提起	
2013年				<b>11月</b> 東京高裁、 <b>排除措置命令</b> を取り消す <b>審決</b> を取り消す判決。公取委およびJASRACは最高裁に上告
2014年			<b>5月</b> JASRACに対し、損害賠償と包括契約の差止めを求める民事訴訟を提起	
2015年	<b>6月</b> <b>審決</b> が取り消されたことを受け、審判手続を再開	<b>2月</b> 文化庁立ち合いのもと、イーライセンス、JRC、NHK、民放連との5者協議を開始 <b>9月</b> 5者協議において、利用割合の算出について合意		<b>4月</b> 最高裁、東京高裁の判決を支持、公取委らの上告を棄却
2016年		<b>9月</b> <b>審判請求</b> を取下げ(→2009年の <b>排除措置命令</b> が確定)	<b>2月</b> 2014年5月に起こした民事訴訟を取下げ	

公取委報道発表資料(平成28年9月14日)、JASRACプレスリリース(平成28年9月14日)を参考に作成

## ALAI研究大会がローマで開催

2016年のALAI(国際著作権法学会)研究大会が、9月15日から16日にかけて、イタリアのローマで開催された。大会のテーマは“APPLIED ARTS UNDER IP LAW”とされ、応用美術をめぐる法制度や実務について幅広く議論が交わされた。

応用美術については、日本でも知財高裁の判決が相次いでおり、モデルの化粧、髪型、衣服、アクセサリーの選択が著作物かどうか争われた事例や、幼児用の椅子について著作物性が認められた事例など、その保護の在り方に関する議論が活発となっている。

大会初日は各国の著作権法制度の概要が紹

介され、イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ等の主要国をはじめ、イタリアや中南米における応用美術の保護の状況について検討が行われた。各国で大きく制度が異なっており、応用美術の著作物性の判断基準について、通常の著作物より高いハードルを課す国と、そうでない国に大別される。

次に、応用美術に関する意匠法、特許法、商標法、不正競争防止法等の他の知的財産法による保護の可能性について検討され、特に著作権法との重畳適用を認めるべきか否かについて、議論がなされた。

大会二日目は実務的な側面から検討された

他、3Dプリンティング技術(を用いた複製)について検討された。このセッションでは3Dプリンティング技術を含め、著作権制度におけるプラットフォームの重要性が指摘され、インターネットで著作物が流通する現状において、クリエイターを保護するための制度を整えるべきである、等の意見も出された。

応用美術の問題は単にデザイン業界にとどまらず、衣装、舞台装置、商品販売等、実演家の活動にも大きな影響を与えらると思われるため、今後も国内および国際的な動向を注視する必要がある。

## 文化庁移転問題に関連して声明を発表

文化庁の京都への全面的な移転については、「政府関係機関移転基本方針(平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定)」に基づき、本年4月、文部科学省と内閣官房、関係省庁協力の下立ち上げられた文化庁移転協議会において、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などが検討されている。

8月25日、同協議会において「文化庁の移転の概要について」がとりまとめられ、9月1日には、まち・ひと・しごと創生本部において「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」が決定された。これらの報告書では、今後の方向性として文化庁の政策立案機能強化や文化芸術を幅広く捉えた総合的な施策推進のための体制整備を謳った上で、平成29年度に文化庁の一部の先行移転として「地域文化創生本部(仮称)」を京都に設置すること、文化庁の機能強化・抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法改正法案等を平成30年1月からの通常国会を目処に提出することなど、今後具体的に取り組む事項を挙げている。

これを受けて芸団協CPRAは9月5日、JASRACなど著作権関連団体と連名で著作権行政を中央に置くことの重要性について声明を発表した。

なお、芸団協はじめ16の芸術団体が構成される文化芸術推進フォーラムでは、文化政策を総合的に立案・展開できる「文化省」の創設を目指し、キャンペーンを実施している。ウェブ署名を通じた文化省創設への賛同表明を広く一般から求めるとともに、文化芸術振興議員連盟との共催によるイベント開催を11月に予定している。詳細は文化芸術推進フォーラム特設ウェブサイト(<https://ac-forum.jp/to2020/>)をご覧ください。

### 著作権行政を中央に置くことの重要性について(声明)

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター	運営委員長	崎元 譲
一般社団法人 日本音楽著作権協会	理事長	浅石道夫
一般社団法人 日本レコード協会	会長	斉藤正明
一般社団法人 日本音楽出版社協会	会長	桑波田景信
一般社団法人 日本楽譜出版協会	会長	佐々木隆一
一般社団法人 日本音楽作家団体協議会	会長	志賀大介

今般「文化庁移転協議会」より、文化庁の京都移転に向けた概要が発表されましたが、著作権行政に関連する文化庁長官官房著作権課、同国際課の機能については、あくまでも中央に置くべきと考えます。

音楽の著作権、著作隣接権をはじめとする「知的財産の保護と利用のバランスの問題」は、昨今、様々な外交交渉等で取り上げられることからわかる通り、今日的かつ重要なテーマのひとつであり、知的財産立国を掲げる我が国としても、国政の極めて重要な部分として取り組んできた経緯があります。インターネットを前提とする著作権制度の在り方等、知的財産の取り扱いを巡る議論は、このさき国内において、また国際間においてもますます活発化していくと思われませんが、利害関係者も多様化していく中で、スピード感をもって調整したり、政策判断したりということを求められる場面がさらに増えていくことが予想されます。そんな中で、著作権行政に関連する機能を中央から分離してしまった場合、関係者等との意思疎通を含めて、情報へのアクセス、省庁連携、政策立案など、あらゆる点において負荷が増大する結果、我が国の著作権行政の停滞を招く恐れがあることを強く懸念いたします。

地方創生施策の重要性について異論はありませんが、その中で検討されている文化庁移転問題については、まち・ひと・しごと創生基本方針の策定から今日に至るまで、関係者等からの意見聴取を行わないままに全面的な移転を既定方針とするなど、十分な議論が尽くされているとはいえない状態にあると言わざるを得ず、今後重大な関心を持って注視してまいります。

以上

### これまでの経緯

平成26年12月	まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」、「総合戦略」の閣議決定
平成27年 3月~8月	道府県等から、誘致条件整備案を付した政府関係機関移転の提案募集
平成28年3月	まち・ひと・しごと創生本部にて「政府関係機関移転基本方針」決定
平成28年4月	文化庁移転協議会設置
平成28年8月	・文化庁移転協議会「文化庁の移転の概要について」とりまとめ ・文化庁が平成29年度概算要求で地域文化創生本部(仮称)関連費として22億円計上
平成28年9月	まち・ひと・しごと創生本部「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」決定

## 渡辺ミキ

芸団協CPRA運営委員会委員  
一般社団法人日本音楽事業者協会常任理事

個性も力量もまちまちな演じ手が、純粋に芝居を磨こうと自ら向き合ったり、同じゴールに向かおうと心を合わせ一つのカンパニーに集う場にはいつもきれいな空気が流れていると思う。例えば都会の真ん中であっても、そこに抜けたような「空」を感じるのは私だけだろうか。「芸能花伝舎」も、そんな美しい場所の一つである。

現在私は、10/14に本多劇場で初日の幕を開ける演劇「お気に召すまま」の稽古中で、プロデューサーとして一ヶ月半の稽古期間中、徐々に大きくなる3か所の稽古場を渡り歩いている最中なのです。「19本のD-BOYSステージ」「オリジナルミュージカル」「笑いと音楽と芝居の融合エンタメショー」「書き下ろし新作戯曲」……芸能文化のもの創りの原点は、板の上から生まれる、と信じて走る新米演劇プロデューサーのつもりだったが、弊社設立から16年、気付くと30本以上の作品を作って来た事になる。それだけの出会いがあった訳で、感謝しかない。

この10年間は秋に本番を開ける作品が続いている事もあり、夏から秋への季節の移り変わりと共に、芝居の充実度が濃密になって行くという体験ができて幸せだと思う。シニョンをかわいらしく結びあげたバレエのお稽古帰りの少女達や、次回作の打ち合わせに駆け付けられる大演出家との遭遇も嬉しいものだ。

ある日の体育館での稽古場でのこと。中学の演劇部時代に、体育館をバレーボール部と場所を分け合い、やはり今回の演目と同じシェイクスピアの「真夏の夜の夢」の稽古をしていた頃の目白の体育館の匂いを感じて、数十年も若返らせてもらった(笑)。沢山の作品作りに携わった作り手と表現者の、汗と涙と希望と失意の姿を知っている世界中の稽古場を思うと、畏敬の念で胸が一杯になるが、どんな名作も等しくその過程があると、自分を奮い立たせてくれるのも、また稽古場のパワーだ。

さて、お世話になった稽古場というホームを後にしていよいよお客様が待つ劇場へとカンパニーは旅立つ。日本中の沢山の人々を笑顔にしたいという願いを叶え、どうかまたホームに戻って来れますように。

いつも、明日の名作はここから生まれる。

## 音楽関係4団体が116組のアーティストと24の音楽イベントとともに「チケット高額転売反対」声明

8月23日、日本音楽制作者連盟(音制連)、日本音楽事業者協会(音事協)、コンサートプロモーターズ協会(ACPC)、コンピュータ・チケット協会の4団体は、116組の人気アーティスト(173組 10/26現在)、24の音楽イベント(29イベント 10/26現在)とともに、昨今横行している「チケット高額転売取引問題の防止」を求める共同声明を発表しました。声明は、コンサートチケットを買い占め、不当に価格を吊り上げて転売する個人や業者が横行している現状などについて、音楽業界が既に行っている対策に触れた上で、危機感を表明しました。ネット上のダフ屋行為を取り締まるための法改正などを目指し活動を続けています。

## 文化庁・著作権分科会の動向

### 著作物の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

8月24日に第2回、9月16日に第3回が開催され、椎名和夫常務理事が委員として出席しました。

第2回では、クリエイターへの適切な対価還元に関し、昨年度の検討で把握されたコンテンツの流通に係る契約実態等を踏まえ、補償すべき範囲について検討が行われました。その結果、以下の私的複製に関し、補償が必要であるかを検討することが決定しました。

#### 【音楽コンテンツ】

- ①パッケージを購入した消費者が行う私的録音
- ②ダウンロード型音楽配信により購入した消費者が行う私的録音
- ③パッケージをレンタルした消費者が行う私的録音

#### 【動画コンテンツ】

- ①消費者が行う無料放送番組の私的録画
- ②消費者が行う有料放送番組の私的録画

第3回では、第2回で検討の対象とさ

れた各私的複製に関し、補償が必要であるかの検討が行われました。今後も引き続き審議する予定です。

## 英語版ウェブサイトをリニューアル

芸団協CPRAの英語版ウェブサイトをリニューアルしました。デザインの改善とともに、業務内容の説明やデータを充実させています。芸団協CPRAでは、実演家権利管理団体の国際組織・SCAPRの正会員として、海外の団体と積極的に双務協定を結んでいるほか、外国の政府や団体の訪問を受け入れるなど、実演家の著作権隣接権の国際的な保護に取り組んでいます。

<http://www.cpra.jp/english/>  
(ヘッダーの「English」で切り替わります)



## 次号より、発行月が変わります

本誌はこれまで2月、5月、8月、11月に発行していましたが、次号VOL.83より、1月、4月、7月、10月に変更してお届けすることになりました。発行回数は年4回で変わりありません。引き続き、CPRA newsをよろしくお願いたします。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、  
文化を大切にする社会の実現を求め  
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>

CPRA NEWS VOL.82 通巻82号 2016年11月1日発行  
発行/実演家著作隣接権センター 編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

## 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター(CPRA)

〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11F  
TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614  
<http://www.cpra.jp>

